

日金協発 第28-110号
平成28年 9月29日

各位

日本貸金業協会
会長 山下 一

「貸金業の業務運営に関する自主規制基本規則」及び
「業務の適正な運営に関する社内規則策定にあたっての細則」の一部改正について

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。
日頃は、当協会の事業活動にご理解を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、平成28年10月1日に「犯罪による収益の移転防止に関する法律」が、FATF
(Financial Action Task Force on Money Laundering: 金融活動作業部会)からの勧告
等により一部改正され、また、平成28年7月27日に貸金業者向けの総合的な監督指針が改
正され、平成28年10月1日の改正犯収法等施行に合せ適用されます。

については、当該改正等を踏まえ「貸金業の業務運営に関する自主規制基本規則」及び
「業務の適正な運営に関する社内規則策定にあたっての細則」一部改正を本年10月1日に
施行しますのでご案内いたします。

なお、改正内容につきましては、当協会ホームページにて掲載しておりますので、ご確
認くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

【お問い合わせ先】

日本貸金業協会 会員業務部 中村・篠原
電話 03-5739-3014
電子メール kaiin-gyombu@j-fsa.jp